

知的財産権分野における英国とEU 間の英国EU 離脱交渉アップデート

2018年7月12日、英国政府は、英国と欧州連合（EU）間のこれからの関係に関する[白書](#)を発行した。この白書は英国首相が提示した提案にすぎないため、提案を受容できるとEUがどの程度認めるかは不明である。それにもかかわらず、この文書は、少なくとも、英国がEU離脱後にEUとの新しい関係において達成しようとする目標を全般的に指し示していると考えられる。

この提案の中で言及されているいくつかの側面には、知的財産（IP）に関するものがある。英国内において欧州司法裁判所の管轄を終了させる意思を表明したものの、白書は、統一特許裁判所協定を英国が批准したことを引き合いに出し、「英国がEUを離脱した後に、この裁判所及び単一特許制度に留まることを探索し」、「統一特許裁判所協定が確固たる法的根拠であり続けることを確実にするために他の締約国と協働する」意思を表明する。現行版白書に基づく両方の目標（即ち、欧州司法裁判所の管轄を終了させるが、統一特許裁判所協定の締約国は欧州司法裁判所が管轄するため、統一特許裁判所及び単一特許制度に留まること）を英国がどのように達成しようとするのか明確でない。

当面の間、統一特許裁判所への継続参加は、以下の場合に限り可能と思われる。

- (1) 欧州特許及び統一効果を有する欧州特許に関する紛争を解決するために、英国が欧州司法裁判所の司法審査を受け入れ、かつ
- (2) 統一特許裁判所協定を修正して、統一特許裁判所協定を批准したEU加盟国がEU加盟国でなくなった場合に協定に留まることを明示的に許可するという一文を含める。

考えられる筋書きとして、英国政府は、EUを離脱しても、おそらく特定の分野において欧州司法裁判所の管轄を少なくとも部分的に認める用意があるのかもしれない。英国をEUに加盟させた主たる法律である1972年欧州共同体法は、（2019年3月に反し）2020年末まで完全には撤回されないとの2018年7月24日になされた英国首相の発表は、この筋書きに添うように思われる。欧州司法裁判所の継続した管轄を含む1972年欧州共同体法の一部を保持するという意思の可能性が具体化され、立法行為の採択となるか否かは、依然として明確でない。

より全般的に、白書は、「知的財産に関するこれからの協力の取り決め」についても公表したが、これは、商標、意匠、著作権及び権利の消尽を含む全ての知的財産権に関するように思われる。しかし、この点に関しては、更なる詳細は提示されなかった。詳細は、脱退合意書最終版によってのみ提示される。当座は、昨 3 月の[脱退合意書案](#)に従って、欧州委員会は、EU が、再審査の必要なく、EU 商標、登録共同体意匠または植物品種権の所有者を、対応する英国の権利により、英国内において継続保護することに同意する用意があると表明した。

2018 年 3 月以後、欧州委員会は、知的財産に関する規定が両当事者により部分的に合意されたと発表している。これにより、移行期間の終了前に、EU 内の知的財産権者は、再審査なく、英国法に基づき英国内において同等かつ行使可能な知的財産権（例えば、商標、登録意匠及び共同体植物品種権）の所有者となることが確認された。移行期間は、最終脱退合意書の発効日に開始し、脱退合意書が批准されると想定する 2020 年 12 月 31 日に終了する。それ以外には、移行期間はない。未登録の共同体意匠及びデータベースの保護に関する規定も、EU 商標及び共同体植物品種権の係属出願の取扱い方に関する規定同様、合意がなされている。特に、EU 商標と共同体植物品種権については、出願人は、移行期間の終了から 9 か月の期間の間に英国に出願する権利を有する。

2018 年 6 月に、英国内における補充的保護証明書の係属申請に関する撤退合意書の規定についても、交渉者は合意に至った。しかし、地理的表示、原産地呼称、保証される従来の専門分野または従来の条件に関する規定は、まだ合意されていない。英国の EU 離脱後に英国内において存続させるために出願人が対応策を取る必要が依然としてある知的財産権、例えば、EU 商標や共同体植物品種権の出願に由来するものについての英国内における登録または付与手続に関する規定最終版を定める更なる交渉も必要とされている。